

保存版

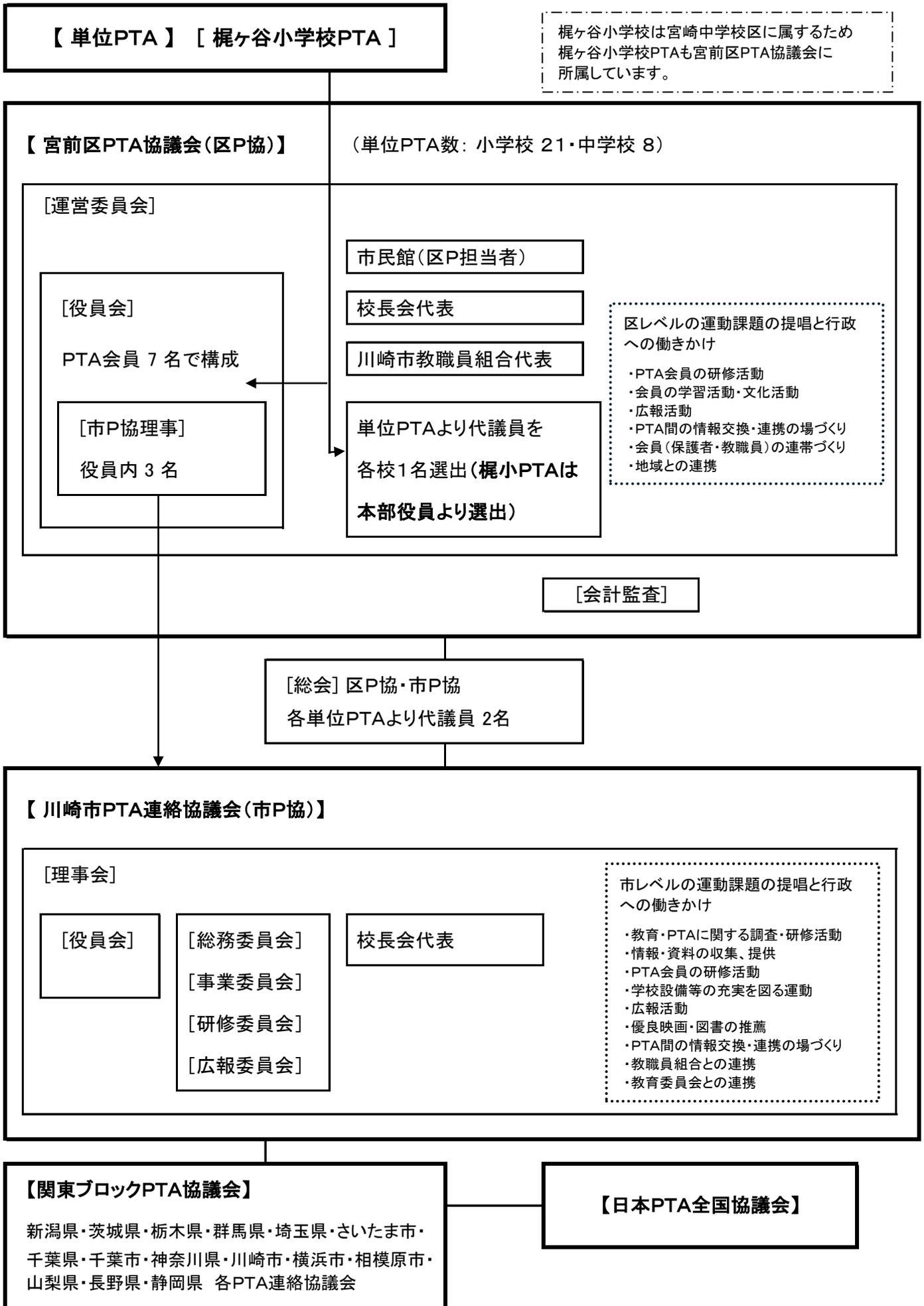
PTAのしおり



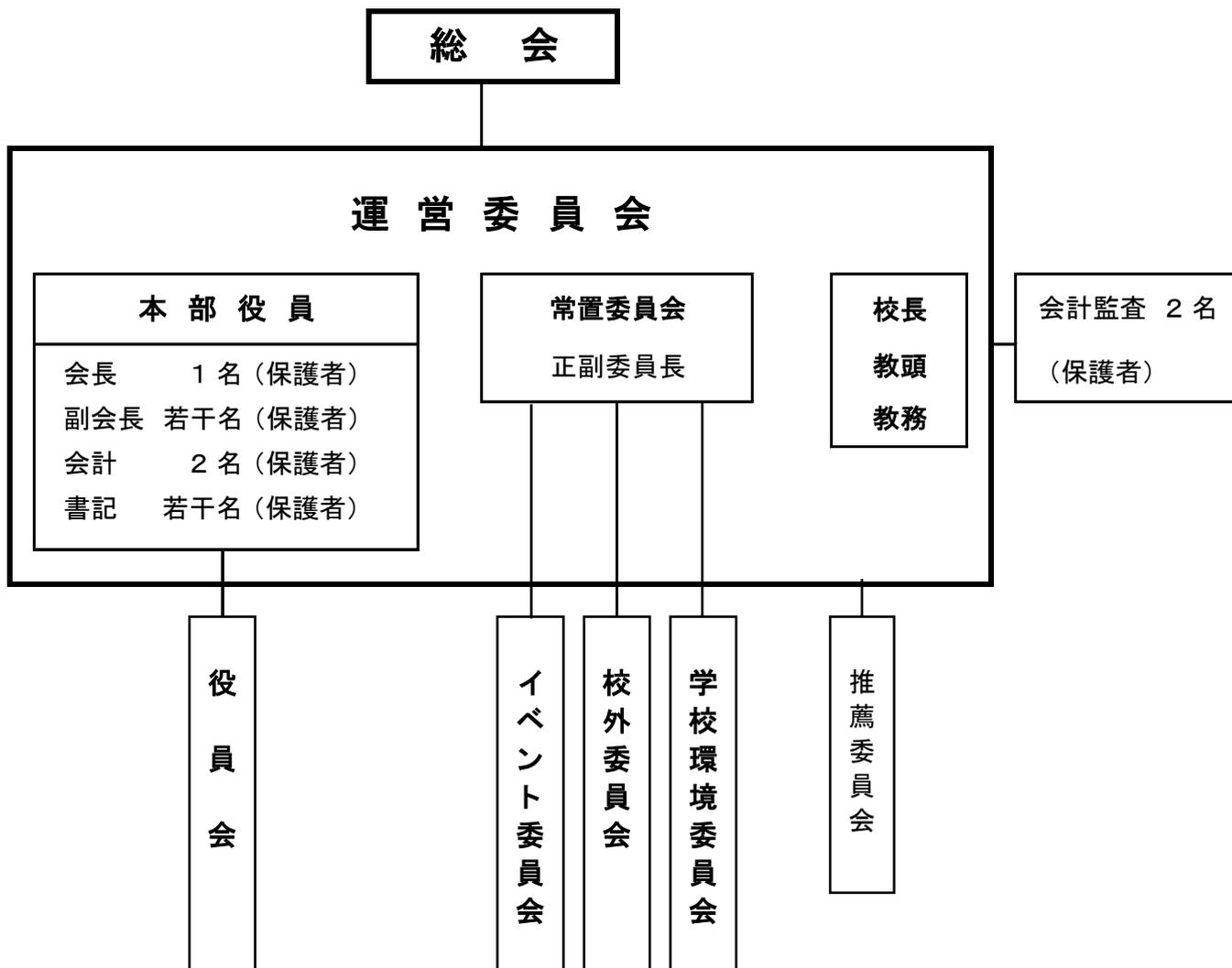
梶ヶ谷小学校PTA

令和6年2月改正

【PTA関係図】



【 梶ヶ谷小学校PTA組織関係図 】



【各組織の役割】

〈運営委員会〉

本部役員及び常置委員会正副委員長で構成され、学校の三役(校長、教頭、教務)と共に定期的に定例会議を開き、運営方針や活動内容、総会に提示する議案等について話し合います。

〈役員会〉

本部役員(会長、副会長、会計及び書記)によって構成され、定期的に会議を開き、運営方針や活動内容、総会及び運営委員会に提示する議案の検討を行います。

本部役員は、常置委員会の活動の補佐、お手伝い制度の総括、経理事務、地域行事や学校行事の支援、外部団体の運営会議への参加など、学校内外での幅広い活動を担います。

〈推薦委員会〉

常置委員会とは異なり、一時的に組織される委員会です。

- ◆次年度の本部役員と会計監査員の候補者の選出を行います。
- ◆本部役員の中から選出されます。

◎本部役員(2年間)、委員長・副委員長(1年間)にご尽力いただいた方には以下の登録が不要となります。

- *本部役員(2年間)…未就学児を含む全てのお子様の委員・お手伝い登録が不要。
- *委員長・副委員長(1年間)…任期中は在学中の全てのお子様の委員・お手伝い登録が不要。その役を務めたお子様の卒業までのお手伝い登録が不要。

〈常置委員会〉

イベント委員会

- ◆秋に開催される『梶ヶ谷スマイルフェスティバル』等の企画運営を行います◆

【活動内容】

- ◇物販・ゲームの実施運営を行います。
- ◇お手伝い保護者への対応、管理を行います。
- ◇各担当に分かれて各ブースの準備と当日の運営を行います。

校外委員会

- ◆学校・校外での子どもたちの安全を守るための活動をしています◆
梶ヶ谷6地区、馬絹3地区、金山2地区で構成され、学年を問わず各地区の2～3名が委員に選出されます。

【活動内容】

- ◇校外パトロールの予定表、安全マップを作成し、配付します。
- ◇1年生に対して下校指導を行います。
- ◇『こども110番』活動を推進します。
- ◇資源リサイクル活動を行います。
- ◇馬絹神社祭礼パトロールを依頼し、とりまとめます。

学校環境委員会

◆学校と家庭をつなぐと共に、ベルマーク活動や地域活動に参加し、学校環境を整えます◆

【活動内容】

- ◇校内美化を依頼し、実施します。
- ◇夏休み中にラジオ体操を実施します。
- ◇給食試食懇親会(1年生保護者対象)に協力します。
- ◇ベルマークの広報活動を行います。
- ◇ベルマーク(テトラパック)やインクカートリッジの集計を行います。
- ◇集計したベルマークをベルマーク教育助成財団に送付し交換品の注文をします。
- ◇宮崎中学校区地域教育会議の担当委員会に参加します。



地域教育会議は、子どもたちの健全な育成について、学校についてだけでなく地域社会が加わって協力していくことを目的としています。

- ◎「大人が変われば子どもも変わる運動」の推進
- ◎「あったかまつり」や地域でのイベントの参加など

梶ヶ谷小学校が所属しているのは、**宮崎中学区地域教育会議**です。
(宮崎中・宮崎小・西梶ヶ谷小・梶ヶ谷小)

《 担当する委員会等 》

事務局【宮崎中学校】
会議開催に関する事務全般と地域教育会議全体の管理

地域教育委員会
年数回、子ども向けのイベントを開催

生涯学習委員会
年数回、大人向けのイベントを開催

広報委員会
地域教育会議だより「萌」の発行

※各校2年ごとの輪番制

梶ヶ谷小学校PTA規約

保存版

本規約は、PTA 在籍期間中は各自で保管し、改定があった場合は差し替えてください。

本規約には「常置委員会細則」、「個人情報取扱細則」及び「慶弔内規」を添付していますが、各々別途改定されることがあります。

令和2年5月 改定版

第1章 総則

第1条【名称】

本会は、梶ヶ谷小学校PTAといい、事務所を、神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷4丁目12番地川崎市立梶ヶ谷小学校(以下「梶ヶ谷小学校」)におく。

第2条【目的】

本会は、会員である保護者及び教職員が協力して、梶ヶ谷小学校の全ての児童の幸福な成長を図るため下記を目的とする。

1. 梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔をつくる。
2. 梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔を守る。
3. 梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の心と体の健康を守る。

第3条【方針】

本会は、下記の方針によって活動する。

1. 本会は、第2条の目的のために、梶ヶ谷小学校を含む他の団体と協力する。但し、公的機関を含むいかなる組織、団体又は個人の干渉も受けない。
2. 本会は、特定の政党や宗教にかたよらず、また営利だけを目的とする行為は行わない。
3. 本会は、第2条の目的のために、梶ヶ谷小学校及び会員と、梶ヶ谷小学校の運営、行事及び教育活動その他の課題に関して討議し、その活動を助けるために助言または提言等を行い、また参考資料を提供するが、直接その人事・教育内容には干渉しない。
4. 本会は、教職員が心身の健康を維持し、充実した教育活動を行うことが、児童の幸福な成長にとって非常に重要であることを踏まえて、梶ヶ谷小学校の教職員の働き方改革を支援する。

第2章 会員

第4条【会員】

1. 本会の会員(以下「会員」)となる資格がある者は、梶ヶ谷小学校に在籍する児童の保護者(父母又はそれに代わる者)及び梶ヶ谷小学校の教職員とする。
2. 本会への入会を希望する者は、所定の方法で入会届を提出することによって入会することができる。
3. 本会からの退会を希望する者は、所定の方法で退会届を提出することによって退会することができる。但し、本条第1項の資格を喪失した場合は自動的に退会するものとする。

第5条【権利義務】

1. 会員は、本会の総会に参加し、自由に質問をし、また意見を述べ、一会員につき一個の議決権を行使することができる。但し、会員が保護者である場合は、一世帯につき一個の議決権を有するものとする。
2. 会員は、本部役員又は会計監査員に立候補することができる。
3. 会員は、常置委員会又は特別委員会の委員に立候補することができる。
4. 会員は、役員会又は常置委員会等が管理する各種活動に参加することができる。
5. 会員は、他のいかなる会員に対しても、本会の活動への参加を強制してはならず、また、直接的であるか間接的であるかを問わず、活動へ参加しない会員またはその児童に対して、一切の不利益な扱いや精神的苦痛に繋がる行為をしてはならない。
6. 会員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、未入会の保護者または教職員ならびに未入会の保護者の児童に対して、一切の不利益な扱いや精神的苦痛に繋がる行為をしてはならない。

第3章 経理

第6条【経理】

本会の経費は、会費及び事業収入でまかなう。

第7条【会費】

1. 会員は、8月を除き、月額300円の会費を納める。但し、会員が保護者である場合は、一世帯で月額300円とする。
2. 会費は、入会した日の属する月から徴収し、退会した日の属する月まで徴収するものとする。
3. 本会は、会費の徴収について、梶ヶ谷小学校にその事務を委託する。

第8条【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 本部役員及び会計監査員

第9条【本部役員】

本会には次の本部役員をおく。

- 会長 1名(保護者)
- 副会長 若干名(保護者)
- 会計 2名(保護者)
- 書記 若干名(保護者)

第10条【任期】

本会の本部役員の任期は原則として2年とし、再選を妨げない。

第11条【任務】

本会の本部役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、総会、役員会、運営委員会を招集し、本会を代表して会務をまとめる。
2. 副会長は、分担して会長を補佐し、本会の運営に関して改善案の検討を行う。また、会長不在のときは代行する。
3. 会計は、収支の正確な記録を含めて経理事務を担当し、中間監査並びに年度末監査をうけ、総会に際して決算報告書を作成する。
4. 書記は、総会、役員会及び運営委員会の議事を正確に記録することを含めて本会の庶務全般を担当し、総会に際して事業報告書を作成する。
5. 本部役員は、その担当する職務に関わらず、本会の運営体制及び運営方法等について、時代の変化や本会を構成する会員及びその家庭の状況の変化及び多様性を十分に考慮し尊重した上で、常に本会の目的を踏まえて見直しを行い、本会運営の改善及び改革に向けて継続的に取り組む。

第12条【会計監査員】

本会の会計を監査するために、会計監査員2名(保護者)をおく。

1. 本会の会計監査員の任期は1年とし、再選を妨げない。
2. 本会の会計監査員は、その年度の会計を監査する。

第13条【選出】

本会の本部役員及び会計監査員の選出は、次の通りを行う。

1. 会員は、本部役員又は会計監査員に立候補することができる。
2. 本部役員及び会計監査員の決定は、総会における承認による。
3. 本部役員又は会計監査員に欠員が生じた場合は、総会における承認を得て補充することができる。

第5章 総会

第14条【開催】

1. 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成され、その種類は、定時総会、臨時総会及び指名総会とする。
2. 定時総会は、原則として年1回5月に開催する。
3. 臨時総会は、会長、役員会または運営委員会が必要と認めたとき、もしくは全会員の議決権の5分の1以上を有する会員の要求があったときに開催する。本項において、会員は、一会員につき一個の議決権を有する。但し、会員が保護者である場合は、一世帯につき一個の議決権を有するものとする。
4. 指名総会は、本部役員及び会計監査員の選出の為に開催する。
5. いずれの総会も、必要に応じて紙面又は電子的方法によって開催することができる。

第15条【報告事項】

下記の事項は、定時総会において報告し、承認を得なければならない。

1. 事業報告に関すること。
2. 決算に関すること。

第16条【付議事項】

下記の事項は、定時総会又は臨時総会において決議しなければならない。

1. 事業計画に関すること。
2. 予算に関すること。
3. 規約の改廃に関すること。

第17条【成立及び決議】

1. 定時総会及び臨時総会は、全会員の議決権の5分の1以上を有する会員の出席（議決権行使書及び委任状の提出者を含む）をもって成立し、その決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 指名総会は公示日翌日より5日間（梶ヶ谷小学校の休業日を除く）を異議申し立て期間とし、異議申し立てをした会員の議決権の数が全会員の議決権の過半数に達しない場合は、異議申し立て期間終了をもって承認とする。
3. 前二項において、会員は、一会員につき一個の議決権を有する。但し、会員が保護者である場合は、一世帯につき一個の議決権を有するものとする。

第6章 役員会及び運営委員会

第18条【役員会の構成及び任務】

1. 役員会は、本部役員をもって構成する。
2. 役員会は、構成員の2分の1の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決まる。但し、構成員は、一人につき一個の議決権を有する。
3. 梶ヶ谷小学校の校長、教頭及び教務主任は、必要に応じて同席し、梶ヶ谷小学校を代表して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。
4. 役員会は、本会の組織、運営体制、運営方法又は活動内容等について討議する。また、総会又は運営委員会に提出する議案を検討し、各常置委員会及び梶ヶ谷小学校との間の連絡と調整を図る。

第19条【運営委員会の構成及び任務】

1. 運営委員会は、本部役員及び各常置委員会の正副委員長をもって構成する。
2. 運営委員会は、構成員の2分の1の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決まる。但し、構成員は、一人につき一個の議決権を有する。
3. 梶ヶ谷小学校の校長、教頭及び教務主任は、運営委員会に同席し、梶ヶ谷小学校を代表して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。
4. 運営委員会は、梶ヶ谷小学校及び各常置委員会相互の連絡及び調整、本会の運営方針又は各常置委員会の活動に関する討議並びに総会に提出する議案の検討を行う。

第7章 委員会

第20条【常置委員会】

本会は、第2条の目的の実現及び活動の円滑化を図るために、常置委員会を置き、詳細は「常置委員会細則」で定める。

第21条【推薦委員会】

1. 推薦委員会は、本部役員及び会計監査員の候補の選出にあたる。
2. 推薦委員は、本部役員、常置委員会委員、教職員である会員の中から選出する。

第22条【特別委員会】

特別委員会は、運営委員会が必要に応じて設けることができる。

第8章 個人情報

第23条【個人情報取扱】

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理等の取扱いについては「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

第9章 付則

第24条【規約の実施及び改定】

1. この規約は、昭和58年4月28日より実施する。
2. 第14条第1項については、平成6年9月9日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
3. 第10条・第11条については、平成8年3月1日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
4. 第10条・第14条・第20条・第21条については、平成9年3月3日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
5. 第14条第2項については、平成11年4月26日の総会にて承認され改定、実施する。
6. 第20条・第21条については、平成15年2月27日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
7. 第11条については、平成15年12月17日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
8. 第20条・第21条については、平成18年2月28日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
9. 第10条・第14条・第15条については、平成22年2月25日の総会にて承認され改定、実施する。
10. 第20条・第21条については、平成24年2月24日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
11. 第1条・第2条・第10条・第13条・第14条については、平成25年5月1日の総会にて承認され改定、実施する。
12. 第21条第5項については、平成26年4月30日の総会にて承認され改定、実施する。
13. 第13条・第14条については、平成27年4月28日の総会にて承認され改定、実施する。
14. 第15条・第21条については、平成28年5月2日の総会にて承認され改定、実施する。
15. 第14条・第17条・第19条については、平成29年5月8日の総会にて承認され改定、実施する。
16. 第8条・第21条・第23条については、平成30年5月1日の総会にて承認され改定、実施する。
17. 第21条については、令和元年5月9日の総会にて承認され改定、実施する。
18. 第20条・第21条については、令和元年11月15日の臨時総会にて承認され改定、実施する。
19. 第1条から第24条については、令和2年5月1日の総会にて承認され改定、実施する。

梶ヶ谷小学校 PTA 常置委員会細則

第1条 本細則において使用する用語は、「梶ヶ谷小学校 PTA 規約」において使用する用語の例によるものとする。

第2条 本細則は、本会が、「梶ヶ谷小学校 PTA 規約」(以下「規約」)第2条の目的の実現及び活動の円滑化を図るために設置する常置委員会について、その詳細を定める。

第3条 本会には、常置委員会として、イベント委員会、校外委員会及び学校環境委員会を置く。

第4条 各常置委員会は下記の活動を行う。

1. イベント委員会は、規約第2条第1項に定める通り、梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔をつくるため、毎年10月頃に開催する『梶ヶ谷スマイルフェスティバル』を中心に、本会が主催又は共催する行事等の企画及び運営を行う。
2. 校外委員会は、規約第2条第2項に定める通り、梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔を守るため、校外パトロールの予定表及び安全マップの作成、1年生に対する下校指導、『こども110番』活動の推進、資源リサイクル活動及び馬絹神社祭礼パトロールの取り纏め等、学校内外における安全を守る活動を行う。
3. 学校環境委員会は、規約第2条第3項に定める通り、梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の健康を守るため、校内美化、ラジオ体操、給食試食懇親会、ベルマーク、テトラパック及びインクカートリッジに関する活動並びに宮崎中学校区地域教育会議への参加等、学校と家庭をつなぎ、学校生活環境を整える活動を行う。

第5条 各常置委員会の委員は下記の通り保護者である会員の中から選出する。

1. イベント委員会及び学校環境委員会の委員は、保護者である会員の子が在籍する学年に基づいて立候補を募り、選出する。
2. 校外委員会の委員は、保護者である会員が属する地区に基づいて立候補を募り、選出する。
3. 各常置委員会の委員長は、互選により1名乃至若干名を選出する。
4. 各常置委員会の副委員長は、互選により1名乃至若干名を選出する。
5. 各常置委員会は、必要に応じて、会計、書記その他の役職を、互選により1名乃至若干名選出することができる。

第6条 本細則は、本会の運営委員会において、改定することができる。但し、改定した場合は、その内容を遅滞なく全会員に知らせなければならない。

第7条 本細則は、令和2年5月1日より施行する。

令和2年5月制定
梶ヶ谷小学校PTA

川崎市立梶ヶ谷小学校 PTA 個人情報取扱細則

(目的)

第1条 この規則は、川崎市立梶ヶ谷小学校 PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は本部役員および委員会とする。

(守秘義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の適正な取得)

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

(個人情報の利用目的)

第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- (1) PTA 活動およびそれに関わる連絡、文書等の作成

(個人情報の利用制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(保管および持出等)

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、パスワードをかけるなど適切な状態を維持し、保管する。その他、紙媒体についても、施錠管理等、適切に保管する事とする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第16条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第17条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(施行日)

第19条 本規則は、平成29年6月1日より施行する。

平成29年5月一部改正
川崎市立梶ヶ谷小学校PTA

梶ヶ谷小学校PTA慶弔内規

1. 本会の弔慰に関しては、原則としてこの内規に依るものとする。
2. この内規は、役員会で立案審議し、運営委員会の同意を得て決定する。
3. この内規で定められた以外で必要と認められた場合は、役員会で協議、適切な処置をとり、事後において運営委員会に報告し了解を得るものとする。
4. 慶弔の対象範囲、金額などを次の通り定める。

対象		金額・備考
会員	児童の保護者 死亡	5,000円及び花輪(生花)を供する。※
	教職本人 死亡	5,000円及び花輪(生花)を供する。※
	児童 死亡	5,000円及び花輪(生花)を供する。※
	学校関係者各位 死亡	5,000円及び花輪(生花)を供する。※

※ 列席できない場合(遠隔地などにより)は、弔電を送ることとする。

付記:学校関係交際費は、3,000円以内とする。(入学お祝金等)